

茨木市中学校給食検討会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立中学校における全員給食の導入について内部検討するため、茨木市中学校給食検討会（以下「検討会」という。）を設置し、所掌事務を定めるとともに、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 茨木市立中学校における全員給食導入に係る課題に関すること。
- (2) その他茨木市立中学校における全員給食導入に関すること。

(組織)

第3 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、茨木市教育委員会教育総務部長の職にある者を、副会長は同学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等)

第4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(栄養士部会)

第6 検討会に、特別の事項に関する調査又は研究を分掌させるため、栄養士部会を置く。

2 栄養士部会は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 献立に関すること
- (2) アレルギーに関すること
- (3) その他全員給食導入に関し必要なこと

3 栄養士部会は、部会長及び部会員で組織する。

4 部会長は、教育総務部学務課長の職にある者をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる職にあるもののうちから、会長が指名した者をもって充てる。

- 6 部会長は、栄養士部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 8 部会長は必要と認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、栄養士部会で調査又は研究した事項を必要に応じて、検討会に報告するものとする。

(給食担当者部会)

第7 検討会に、特別の事項に関する調査又は研究を分掌させるため、給食担当者部会を置く。

- 2 給食担当者部会は、次に掲げる事項について調査研究する。
 - (1) 食育・給食指導に関すること
 - (2) アレルギーに関すること
 - (3) 食数管理に関すること
 - (4) その他全員給食導入に関し必要なこと
- 3 給食担当者部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、教育総務部学務課長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会員は、各中学校から選出された者をもって充てる。
- 6 部会長は、給食担当者部会を代表し、会務を総理する。
- 7 部会長に事故があるときは部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 8 部会長は必要と認めるときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、給食担当者部会で調査又は研究した事項を必要に応じて、検討会に報告するものとする。

(庶務)

第8 検討会の庶務は、教育委員会教育総務部学務課において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

茨木市立中学校長会代表
茨木市立中学校教頭会代表
茨木市立中学校教職員代表
茨木市立中学校養護教諭代表
茨木市立中学校栄養教諭代表
茨木市立中学校事務職員代表

別表第2（第6関係）

茨木市立中学校栄養教諭
茨木市立中学校栄養職員
茨木市立小学校栄養教諭代表
茨木市立小学校栄養職員代表
教育総務部学務課栄養士